

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日又は  
土曜日のときは、  
その翌日)

## 目次

◇ 告 示 計量器の定期検査の実施

- 結核予防法による医療機関の指定
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 農業改良資金の貸付金に係る償還金の収納の事務の委託の一部改正
- 地域森林計画の変更
- 公有水面の埋立ての免許の出願
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可

## 告 示

鳥取県告示第七百六十四号  
計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、鳥

取市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百  
十三条の規定により告示する。

昭和五十八年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和五十八年十月四日から 昭  
和五十九年三月三十一日まで 当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 日 実 施 時 間 実 施 区 域 実 施 場 所

昭和五十八年十月四日 午前十時から 正午まで 鳥取市 鳥取市賀露公民館

〃 〃 午後一時から 午後三時まで 〃 鳥取市湖山公民館

昭和五十八年十月五日 午前十時から 午後三時まで 〃 鳥取市立日進小学校

昭和五十八年十月六日 〃 〃 〃 〃

昭和五十八年十月七日 午前十時から 午後二時まで 〃 鳥取市農業協同組合  
中ノ郷支所

昭和五十八年十月十二日 午前十時から 午後三時まで 〃 鳥取市立日進小学校

昭和五十八年十月十三日 〃 〃 〃 〃

昭和五十八年十月十七日 午前十時から 午後二時まで 〃 〃

鳥取県告示第七百六十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十八年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
福 羅 医 院	倉吉市山根五三二	昭和五十八年八月二十三日
井上皮膚科クリニク	米子市茶町二七	"

鳥取県告示第七百六十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十八年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
労働福祉事業団 山陰労災病院 有限会社大村薬 局西町店	米子市皆生一四八〇 鳥取市西町三丁目一〇一岸根 ビル	昭和五十八年八月二十三日 "
湯 所 薬 局	鳥取市湯所町二丁目三三四	"

鳥取県告示第七百六十七号

昭和四十六年四月鳥取県告示第二百八十八号（農業改良資金の貸付金に係る償還金の収納の事務の委託について）の一部を次のように改正する。

昭和五十八年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

「岩美町農業協同組合」を「鳥取岩美農業協同組合」に、「東郷町農業協同組合」を「鳥取東郷農業協同組合」に、「北条町農業協同組合」を「鳥取北条農業協同組合」に、「大山町農業協同組合」を「鳥取大山農業協同組合」に改める。

鳥取県告示第七百六十八号

森林法及び分収造林特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第二十九号）附則第二条第三項の規定に基づき、鳥取森林計画区、八頭

森林計画区、倉吉森林計画区、米子森林計画区及び日野森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

鳥取森林計画区、八頭森林計画区、倉吉森林計画区、米子森林計画区及び日野森林計画区の地域森林計画の変更に係る計画書

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年九月三日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び一に掲げるそれぞれの森林計画区を所管する地方農林振興局

四 意見の申立て

これらの地域森林計画に意見のある者は、この告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

鳥取県告示第七百六十九号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課及び岩美町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十八年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字大谷字東町田濱二一八二地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から15の地点までを順次に直線で結んだ線、15の地点から16の地点を通り17の地点に至る昭和五十三年一月二十六日付鳥取県指令受河第六百九十号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線、17の地点から20の地点までを順次に直線で結んだ線、20の地点から21の地点を通り22の地点に至る昭和五十七年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線及び22の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 網代漁港北防波堤灯台（北緯三五度三四分四九秒東経一三四度一七三分三二秒）から二一四度四五分五六七・八〇メートルの地点

1トルの地点

2の地点 1の地点から三四度三三分五〇・〇〇メートルの地点

3の地点 2の地点から一二四度三三分一九・八〇メートルの地点

(三) 面積

- 4の地点 3の地点から三四度三三分二五・〇〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から一二四度三三分六〇・〇〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から一二四度三三分二五・〇〇メートルの地点
- 7の地点 6の地点から一二四度三三分三〇〇・〇〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から三四度三三分三〇〇・〇〇メートルの地点
- 9の地点 8の地点から三四度三三分二四六・一〇メートルの地点
- 10の地点 9の地点から四四度三一分二七・五〇メートルの地点
- 11の地点 10の地点から一〇〇度一七分八一・三〇メートルの地点
- 12の地点 11の地点から一九〇度一七分六〇・〇〇メートルの地点
- 13の地点 12の地点から一〇〇度一七分七八・五〇メートルの地点
- 14の地点 13の地点から一〇一度一七分二〇・〇〇メートルの地点
- 15の地点 14の地点から一〇〇度一七分六〇・〇〇メートルの地点
- 16の地点 15の地点から一二〇度五〇分八五・四〇メートルの地点
- 17の地点 16の地点から七十七度二九分八四・六〇メートルの地点
- 18の地点 17の地点から一〇〇度一七分七〇・〇〇メートルの地点
- 19の地点 18の地点から一九〇度一七分四四・〇〇メートルの地点
- 20の地点 19の地点から一〇四度五〇分二三・三〇メートルの地点
- 21の地点 20の地点から一九四度二二分二九・八〇メートルの地点
- 22の地点 21の地点から二一三度二四分三六二・〇〇メートルの地点

三 理立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

一八〇、五四四・〇七平方メートル  
 岩美郡岩美町大字網代字先網代四一〇―六地先から同町大字大谷字中町田濱七四三までの陸地及びそれらの地先公有水面並びに蒲生川の河川水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びサの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- アの地点 網代漁港北防波堤灯台（北緯三五度三四分四九秒東経一三四度一七三分三二秒）から二三五度一四分七二六・〇〇メートルの地点
- イの地点 アの地点から五度三三分三五五・〇〇メートルの地点
- ウの地点 イの地点から六六度一四分六一六・〇〇メートルの地点
- エの地点 ウの地点から八九度一四分二六〇・〇〇メートルの地点
- オの地点 エの地点から一五五度一四分三〇〇・〇〇メートルの地点
- カの地点 オの地点から一二四度〇三分三二〇・〇〇メートルの地点
- キの地点 カの地点から一〇二度三三分九八・〇〇メートルの地点
- クの地点 キの地点から一九二度三三分九〇・〇〇メートルの地点
- ケの地点 クの地点から二八二度三三分一五六・〇〇メートルの地点
- コの地点 ケの地点から二〇〇度四〇分四一七・〇〇メートルの地点

点

サの地点 コの地点から二一四度三三分三二〇・〇〇メートルの地

点

(三) 面積

八九六、八九五・八五平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地及び関連用地

五 出願年月日

昭和五十八年八月三十日

鳥取県告示第七百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道（秋里処理区）

三 事業施行期間

昭和四十七年二月十八日から昭和六十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

事業地に鳥取市円護寺を加え、同市覚寺、立川町四丁目、立川町五丁目、立川町六丁目、立川町七丁目、卯垣、卯垣一丁目、卯垣二丁目、卯垣三丁目、卯垣四丁目、岩倉、滝山、大杢、吉成、大覚寺、新及び雲山地区において事業地を変更する。

使用の部分

なし